

○ 委員長報告

6月定例会本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

平成29年6月定例会

農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、伊予の媛貴海の増産についてであります。

このことについて一部の委員から、伊予の媛貴海の増産に向けた施設整備の進捗状況はどうか。また、伊予の媛貴海の生残率が低い原因は何かとただしたのであります。

これに対し理事者から、ニーズが高く生産者の期待も大きい伊予の媛貴海の増産に向け、県では今年度、大型水槽等の実施設計を行っており、来年度に完成の予定である。施設整備や種苗生産技術の向上等で平成34年度には8万尾の稚魚を生産するとともに、養殖技術の向上を図り、将来的には8割に当たる6万4千尾を出荷したいと考えている。

また、種苗生産については、一定量の稚魚ができるようになったが、養殖試験は、平成25年度にスタートしてまだ4年を経過したところであり、当初は生残率5割程度を目標にしていたが、毎年、共食いや疾病など新たな課題も出てきている。

なお、養殖開始直後の共食いは、稚魚の大きさが異なることで発生するため、水産研究センターで選別を行い、一定の大きさにそろえることで防止しているほか、昨年度6cmであった稚魚を今年度は10cmまで育成して養殖業者に配付した結果、現時点では共食いもへい死もほとんどない旨の答弁がありました。

第2点は、樹園地かんがい施設の更新整備についてであります。

このことについて一部の委員から、樹園地かんがい施設の更新整備について、耕作面積が減ってきている地区もあるという現状を踏まえて、今後、老朽化した施設の更新整備にどのように取り組むのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、南予用水のほか石手川北部地区も含め約5,200haの樹園地で、スプリンクラーなどのかんがい施設を整備しているが、近年、施設の老朽化が進む中で、耕作放棄地の発生などにより、スプリンクラーによる一

斉防除やかん水作業が効果的に実施できないケースもあるため、県では、基幹水利施設の整備に続いて、要望のあった八幡浜市と伊方町の 258ha においてスプリンクラー等の老朽化した末端施設の更新整備に着手するほか、きめ細かな水管理が可能なマルチドリップ方式等の導入を図るため、平成 28 年度から、果樹園地水源高度利用支援事業にも取り組んでいるところである。

石手川北部地区についても、平成 27 年度から 29 年度にかけて基幹水利施設の現況調査や機能診断を実施しており、この結果を踏まえて、関係土地改良区や松山市とも協議しながら、保全対策に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第 3 点は、県版 G A P の認証制度への取り組みについてであります。

このことについて一部の委員から、県独自の G A P 認証制度について、県はどのように取り組んでいくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県版 G A P は、県が食品安全、環境保全及び労働安全に関する 200 程度の点検項目を定め、農産物の生産工程管理を確認するものであり、本県では、既存の減農薬・減化学肥料農産物を認証する「特別栽培農産物等認証制度」において県版 G A P を導入することとしている。

また、東京オリンピック・パラリンピックで食材を供給するためには、県版 G A P が国のガイドラインに準拠することと、第三者確認制度を有することを大会組織委員会が求めていることから、現在、国とガイドライン準拠について協議を進めているところであり、特別栽培農作物等認証委員会による第三者確認制度の構築も含め、本年秋を目途に制度化を図っていきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・ 公務員獣医師数の状況
- ・ 6 次産業化チャレンジ総合支援事業
- ・ 農業分野におけるドローンの活用
- ・ えひめ国体・えひめ大会における県産農林水産物の P R
- ・ 国の森林環境税（仮称）の創設の動向

などについても、論議があったことを付言いたします。

以上で報告を終わります。